

令和7年第1回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）目次

◎ 第1日（1月16日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第1号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	4
表決	5
議案第2号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	5
表決	7
閉会	7

令和7年第1回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）議事日程（第1号）

1 会議日時

令和7年1月16日（木）

午後1時10分開会～午後1時25分閉会

2 議事日程

- | | | |
|----|------------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 議案第1号 | 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第4 | 議案第2号 | 令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号） |

3 本日の会議に付した事件

- | | | |
|------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 議案第1号 | 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第2号 | 令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号） |

4 出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 後藤 錦 信 君 | 2番 | 小玉 仁 志 君 |
| 4番 | 佐藤 仁一郎 君 | 5番 | 中 鉢 和三郎 君 |
| 6番 | 天 野 秀 実 君 | 7番 | 白 井 幸 吉 君 |
| 8番 | 早 坂 忠 幸 君 | 9番 | 味 上 庄一郎 君 |
| 10番 | 米 木 正 二 君 | 11番 | 大 泉 治 君 |
| 12番 | 門 田 善 則 君 | 13番 | 鈴 木 宏 通 君 |
| 14番 | 平 吹 俊 雄 君 | 15番 | 吉 田 二 郎 君 |

5 欠席議員（1名）

- 3番 加 川 康 子 君

6 説明員

- | | | | |
|--------------------|-----------|----------------------|-----------|
| 管 理 者 | 伊 藤 康 志 君 | 副 管 理 者 | 相 澤 清 一 君 |
| 副 管 理 者 | 早 坂 利 悦 君 | 副 管 理 者 | 遠 藤 稔 雄 君 |
| 副 管 理 者 | 石 山 敬 貴 君 | 副 管 理 者 | 金 森 正 彦 君 |
| 事務局 長 兼
総務 課 長 | 千 葉 晃 一 君 | ほなみ園長 | 柳 川 敦 君 |
| 消 防 本 部 長
消 防 長 | 日 向 裕 昭 君 | 消 防 本 部 長
総 務 課 長 | 渡 辺 毅 君 |

7 議会事務局出席職員

事務局長 川鍋正敏君

次兼議事係長

中鉢智之君

技 師 遠藤智晶君

総務課
長 補 佐

高橋正樹君

会 議 の 経 過

開 会

午後1時10分

○議長（後藤錦信君） それでは、出席議員定足数に達しておりますので、令和7年第1回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会は成立いたしました。

よって、開会をいたします。

開 議

○議長（後藤錦信君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

「日程第1 会議録署名議員の指名」

○議長（後藤錦信君） 日程第1 本日の会議録署名議員を指名いたします。6番天野秀実議員、12番門田善則議員のお二人にお願いをいたします。

本日の欠席通告者は、3番加川康子議員でありますので、御報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告をいたします。

「日程第2 会期の決定」

○議長（後藤錦信君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

「日程第3 議案第1号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

○議長（後藤錦信君） 日程第3 議案第1号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 明けましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。

議案第1号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の1ページ及び条例の一部改正に関する資料の1ページをお開き願います。

昨年8月8日、人事院は国家公務員の給与改定について勧告を行い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が12月25日に公布されました。

本組合といたしましては、情勢適応、均衡の原則の観点から、人事院勧告を基本として、組合の現状及び構成市町の状況などに鑑み、所要の改正を行うものであります。

まず、第1条、第2条及び第3条につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正であります。人事院勧告に準じて改正を行うものでありますが、改正内容のうち、主なものの5点について御説明申し上げます。

第1点目は、給料表の改正で、採用職員の初任給を大卒程度で2万3,800円、高卒者で2万1,400円引き上げるとともに、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で給料月額を平均3.0%引き上げるものであり、令和6年4月1日から運用いたします。

また、国に準じて、職務や職責をより重視した給料体系を整備するため、3級から7級までの初号近辺の号給をカットする給料表の改定を令和7年4月1日から施行いたします。

第2点目は、期末勤勉手当について、合わせて年間0.1月分を引き上げるものであります。

今年度につきましては、12月期末勤勉手当をそれぞれ0.05月分ずつ、来年度以降は、6月、12月とも期末勤勉手当それぞれ0.025月分ずつ引き上げるものであります。

また同様に、定年前再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当について、合わせて年間0.05月分を引き上げるものであり、今年度については、12月期末勤勉手当でそれぞれ0.025月分ずつ、来年度以降は、6月、12月とも期末勤勉手当、それぞれの0.0125月分ずつ引き上げるものであります。

第3点目は、扶養手当について、配偶者に関わる手当を廃止し、子に関わる手当を1万3,000円に引き上げる見直しを2年間で段階的に実施するものであります。

配偶者に関わる手当額を6,500円から3,000円に引き下げ、子に関わる手当額を1万円から1万1,500円への引上げを令和7年4月1日から施行し、配偶者に関わる手当額の廃止と、子に関わる手当額を1万1,500円から1万3,000円へ引き上げる改正を令和8年4月1日から施行いたします。

第4点目は、寒冷地手当について、世帯等の区分に応じた支給月額の引上げを令和6年4月1日から適用いたします。また、支給地域を現行の大崎市、加美町、涌谷町、美里町から大崎市のみに見直す改正を令和7年4月1日に施行するものであります。

なお、支給地域に該当しないことになる地域に改定前から引き続き勤務している職員に対して、経過措置を講ずるものであります。

第5点目は、定年前再任用短時間勤務職員に対し、住居手当及び寒冷地手当を令和7年4月から支給するものであります。

次に、第4条及び第5条につきましては、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、常勤の特別職の期末手当について年間0.05月分を引き上げるものであり、今年度につきましては12月期末手当で0.05月分、来年度以降は6月、12月とも0.025月分ずつ引き上げるものであります。

以上、議案第1号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤錦信君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 御異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

「日程第4 議案第2号 令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）」

○議長（後藤錦信君） 日程第4 議案第2号令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第2号令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第

3号) について御説明申し上げます。

補正予算の主な内容は、議案第1号で御説明申し上げました大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う職員人件費の増額補正、大崎地域広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正に伴う会計年度任用職員管理経費の増額補正、また、農林業系廃棄物試験焼却差止め訴訟の控訴審に関わる訴訟事務委任業務委託料の増額補正等を行うものであります。

議案書の21ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ1億2,701万8,000円を追加し、予算総額を94億5,771万9,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、22ページの第1表に掲載のとおりであります。

次に、令和6年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明申し上げます。

お手元の補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

7款1項基金繰入金は、今回の補正財源として、歳入歳出の差額1億1,978万円を財政調整基金より繰入れするものであります。

8款1項繰越金は、前年度繰越金で723万8,000円を増額補正するものであります。

次に、歳出補正予算の主な内容について御説明いたします。

5ページ、6ページをお開き願います。

各款項目の職員人件費及び会計年度任用職員管理経費につきましては、先ほど説明いたしました職員の給与に関する条例、規則の一部改正等に伴う増額でございますので、節ごとの内容につきましては説明を省略させていただきます。

1款1項議会費で61万5,000円の増額、2款1項総務管理費は、職員人件費及び会計年度任用職員管理経費で677万9,000円の増額、一般管理経費で訴訟事務委任業務委託料で100万9,000円の増額、2款3項監査委員費で21万9,000円の増額、3款1項児童福祉費で680万9,000円の増額であります。

7ページ、8ページをお開き願います。

4款1項衛生管理費で201万5,000円の増額、4款3項清掃費で1,671万6,000円の増額、そのうちごみ処理施設管理運営費で1,453万8,000円の増額、し尿処理施設管理運営費で217万8,000円の増額であります。

9ページ、10ページをお開き願います。

5款1項消防費で8,913万9,000円の増額、6款1項教育総務費で371万7,000円の増額補正であります。

この結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億2,701万8,000円を追加し、令和6年度の予算総額は94億5,771万9,000円となりました。

以上、議案第2号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（後藤錦信君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 御異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号令和6年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和7年第1回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会

午後1時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年1月16日

議 長 後藤 錦信

署 名 議 員 天野 秀実

署 名 議 員 門田 善則